

くらしの植物苑運営会議規程

〔平成16年 9月28日〕
〔歴博規第 42号〕

最近改正 令和3年3月31日

(設置)

第1条 国立歴史民俗博物館にくらしの植物苑運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、くらしの植物苑（以下「植物苑」という。）の事業及び運営に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 植物苑の事業計画（案）の策定
- (2) 植物苑の運営に係る運営計画の策定
- (3) 植物苑事業に係る予算計画の策定

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 博物館資源センター長が指名する展示・植物苑担当の研究教育職員 1名
- (2) 館長が指名する研究教育職員 若干名
- (3) 管理部博物館事業課長
- (4) 管理部広報サービス室室長補佐
- (5) 管理部博物館事業課展示係長
- (6) その他館長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号及び第6号構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 会議に議長を置き、第3条第1号の構成員をもって充てる。

2 会議に副議長を置く。

副議長は、第3条第2号の構成員の中から議長が指名し、議長に事故ある時はその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長は、会議の同意を得て、構成員以外の教職員を出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第7条 会議は、博物館資源センターとの連絡及び連携を円滑に図ることとし、会議が開催された場合には、その審議の内容を、速やかに博物館資源センター長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、管理部博物館事業課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、従前の規程による委員の任期は満了したものとして扱う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）について所要の改正がなされるまでの間、本規程中の「博物館資源センター」は「歴史資料センター」に読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。